

井原すがこ

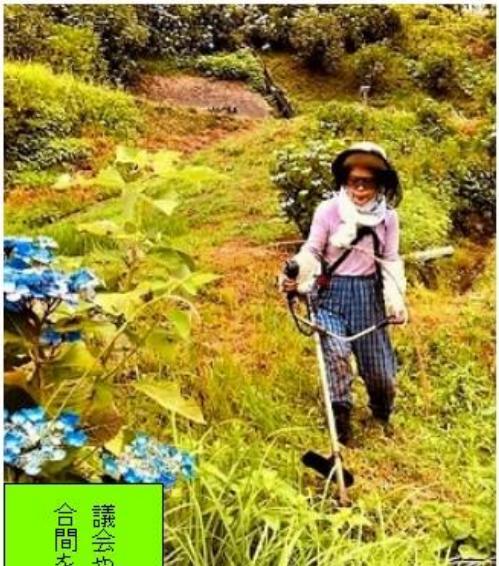
令和1年
6月定期会

No32

討議資料

県議会報告

2019年7月



議会や集会、そして主婦などの
合間を縫つて農業をしています。

問わずその轟音に悩まされる日々が続きました。この間ににおける騒音や苦情件数それに対する県の認識と対応を教えて下さい。

騒音被害の現状

質問

今 年 4 月 も 、

米兵の事件・ 事故について

5月の器物損壊、傷害事件に続き、6月初めには、米兵が車を盗み、飲酒運転で駐車場の車2台に突っ

逮捕されず起訴もされないというのでは、私たち
は安心して生活できませ
ん。

卷八

答弁 4月と5月の騒音は、昨年と同様深刻であり、苦情件数も合わせて1、400件あまりに達しました。地元市町と連携し、適宜、騒音の軽減等について基地や国に申し入れや要望を行っています。

のコメント

背景や問題点

でに経験したことのない深刻な騒音被害が発生していくことが明らかになつてきましたので、県の現状認識、今後の対策などについて質しました。また、米兵の事件・事故も相次いでおり、その対応についても聞きました。

込むという事件が発生しました。その米兵は逮捕されたのですか、今後の捜査の見通しを教えて下さい。

上関原発問題について

背景
や
問題点

6月10日には、
会社側から、埋立
て免許の期間延長
申請書が再び提出
されました。福島
の原発事故がらす
でに8年が経過し工
事もストップしたま
まですが、埋立て免
許だけは継続す
るという異常な状態
が続いており、この間
の法的な問題点を質
しました

今まで、埋立てを行わないよう
要請していますが、ゴーサイン
を出しながら一方で差し止める
というのは、矛盾しているので
はないですか。

卷4

要請については、公有水面埋立法の許可処分とは切り離し、原発建設設計画がある県の知事と、いう別の立場から行つたものです。延長申請については、埋立免許権者として、指定期間内に工事を竣工できなかつた正当な理由があり、要件を満たしていることがら許可したもののです。

今回延長申請の理由不明

質問

今回の延長申請の理由として、会社側は、前回の指定工事を完了して、会社側の資料による必要とされた説明がなさない。この点、県の考え方を



▲「ゲナ」とは「・・らしい」とか
「・・だそうだ」という意味▲本会
議場で、質問に対し県は真正面から
答えない。何十回も傍聴する
がいつも同じ▲そこで再質問
すると、事務方の差し出すメ
モで答弁する。答弁内容は変
わらないので再々質問する▲この質
問方法について議員の中から再質問
などへの「制約」ともとれる発言が

あつたようだ。それはもたつく答弁側を助太刀する内容で、それは議会の独立性を大きく害う行為と思う▲
この春から議会中継が観やすくなつた。トンチンカンな県の答弁姿勢を見せたくないといふ思惑が一部の議員にあるとしたら一考願いたい▲県民に分かりやすく、正直に答弁することが県政民主主義の原点だと思う。

傍聽席

久し振りに、友人と傍聴に出かけたところいつも来ている方たちと再会することができ嬉しく思いました。

以前は、1人45分の質問時間がありました
が、少人数の党派はいつの間にか30分になり不満を感じました。なぜ、短縮されたのでしょうか?

井原さんの質問に対し**曖昧**な答弁だったので、再質問すると、部長は部下のメモをもらつて答えます。しかし、これも答弁になつていいないと認め、再々質問をしますが、再びメモが入ります。なぜ10回以上、多いとときは20回近く部下の方の出入りがあるのか、部長はその問題の責

任者なので、助け舟なしでも対応できるよう、もう少し勉強してもらいたいものです。また、基地のフレンドシップデーの際に、日本人警備員の行動について、県警本部長が、「知らぬ存ぜぬ」で押し通したことに対する悔しさを語りました。「ボーッと生きてんじゃねえよ！」と、チコちゃん

人と一緒に叫びたかったです。
車を盗み、飲酒運転の上、事
故を起こした米軍人を逮捕しな
かつた件、これにもびっくり！！
日本人だつたらあり得ない、
何と、不公平なことでしょう。
県議会の傍聴やネット中継な
ど、若い人にも関心を持つても
らうために、令和の改革も必要
ではないかと感じます。

井原すがこ後援会事務所

郵便番号 740-0017
住所 岩国市今津町
4-11-20
ヨ一木糸本 1階
電話 0827
-21-9808